

日本酒等の地域資源を活用した「飲食セットクーポン冊子」作成業務委託 企画提案コンペ募集要項

1 業務概要

(1) 委託業務名

日本酒等の地域資源を活用した「飲食セットクーポン冊子」作成業務(以下「本業務」という。)

(2) 目的

大阪・関西万博の開催で高まった観光や地域回遊の需要を、万博終了後も地域経済に継続的に波及させるため、阪神南地域(尼崎市・西宮市・芦屋市)のひょうごフィールドパビリオンを活用したツーリズムで地域の魅力を発信し、飲食店等への誘客を促す。

(3) 業務内容

詳細は別添仕様書のとおり

(4) 事業費(限度額)

¥3,454,000—(消費税及び地方消費税を含む。)

※本業務の執行は、関係予算の議決を条件とする。

(5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 応募資格

(1) 企画提案コンペに応募できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)により応募する場合は、代表者が申請すること。その場合、代表者及び構成員全てが次の要件を満たすこととする。

ア 民間企業、NPO 法人、これら以外の法人(一般社団法人・財団法人、公益社団・公益財団法人、事業協同組合等)のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主(以下「事業者等」という。)であること。

イ 国の地方機関、地方公共団体等の観光に関する事業の実績を有する事業者等であること。

ウ 総勘定元帳、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、業務日誌、賃金等口座振込書及び社会保険料等手続書類等の労働関係帳簿類が整備されており、又は今後整備することが確実であって、本事業に係る経理処理について、通帳口座等を他の事業と区分して作成するなど、事業を的確に遂行できる能力を有している事業者等であること。

エ 事業の実施に当たり、兵庫県阪神南県民センター(以下「県民センター」という。)との打合せ等に適切に対応できる事業者等であること。

オ 共同体による参加の場合は、全ての構成員が、前記アからエまでの各要件を満たしており、本企画提案コンペに関して他の共同体の構成員を兼ねておらず、単独での参加もしていないこと。また、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とし、応募書類提出後は、代表者及び共同体を構成する構成員の変更は認めない。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、応募資格を有しない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当する者

イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て中、又は更生手続中である者

エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て中、又は再生手続中である者

- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- キ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 実施スケジュール

募集開始	令和8年4月14日(火)
質問受付締切	令和8年4月21日(火) 午後5時
質問回答	令和8年4月24日(金)を予定
応募書類提出期限	令和8年4月30日(木)午後5時
審査会	令和8年5月中旬実施予定
審査結果通知	審査会終了後速やかに
契約締結	審査結果通知後速やかに

4 応募方法及び提出書類

(1)提出及び問合せ先

ア 提出先

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室 総務防災課
〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

イ 問合せ先

TEL:06-6481-4538(直通)
E-mail : hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

(2)募集要項等の配布

ア 配布方法

兵庫県公式ホームページに掲載、又は上記「(1)ア 提出先」で配布する。

*トップページ(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>)

→「記者発表」(募集開始日の記者発表資料参照)

イ 配布期間

令和8年4月14日(火)から4月30日(木)

*上記「(1)ア 提出先」での配布は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

(3)応募書類

	書類名	提出部数
ア	企画提案コンペ応募申請書【様式1】	8部
イ	事業者概要【様式2】(会社概要(パンフレット)等があれば添付してください。)	8部
ウ	法人関係書類(次の①～④全て)【様式任意】 ①定款又は寄附行為 *法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類 ②法人登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のもの) *法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類 ③納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの) ・主たる事務所を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書 ^(注1) ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ④財務諸表(直近2ヶ年のもの) ・事業報告書	1部

	・貸借対照表 ・損益計算書	1部
エ	共同体関連書類(共同体で応募の場合のみ必要)(次の①～③全て) ^(注2) ① 共同事業体構成表【様式3】 ② 業務分担予定表【様式4】 ③ 共同事業体委任状【様式5】	8部
オ	企画提案書【様式任意】 *企画提案書の表紙のみ【様式6】を使用	8部
カ	経費積算見積書【様式7】	8部

(注1) 兵庫県内に事務所がある場合は兵庫県分のみ提出。なお、本件に係る証明書は、兵庫県物品関係入札参加資格審査結果通知の写しの提出をもって代えることができる。

(注2) 共同体での応募の場合、イ及びウは各構成員分を提出すること。

(4) 企画提案書の内容及び作成方法

前記1(2)の目的及び仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された企画提案書を作成すること。

ア 内容

- ① クーポン冊子デザインの企画提案(特徴、作成意図等を記載)
 - ・表紙
 - ・飲食セットクーポンの内容がイメージできる冊子タイトルの提案
 - ・ひょうごフィールドパピリオン紹介ページ
 - ・店舗紹介ページ
- ② クーポン冊子の利用促進につながる配布先の企画提案
 - ・利用促進につながる理由・考え方
- ③ 掲載店舗の募集方法の企画提案
- ④ クーポン冊子利用状況調査(アンケート)手法の企画提案
 - ・クーポン冊子の事業効果(飲食業の活性化)分析につながる調査項目案
 - ・回答率を向上させる手法(利用者・掲載店舗)
- ⑤ 実施体制
 - ・本業務のスケジュール、工程表
 - ・本業務遂行に当たっての組織体制(スタッフの人数、役割、専門分野等)
- ⑥ その他、特筆すべき事項やアピール点(任意)

イ 作成方法

A4判両面で10枚(20頁)以内(ただし、表紙、目次は含まない。)とし、ページ番号を付すこと。

写真、図等の使用も可とする。

(5) 受付期間

令和8年4月14日(火)から4月30日(木)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(6) 受付方法

応募書類を事務局に持参又は郵送すること。郵送による場合は、あらかじめ電話等により県民センターに連絡した上で、令和8年4月30日(木)午後5時までに到達するよう提出すること。

(7) 留意事項

応募を取り下げ辞退する場合は、「辞退届」(様式8)を、原則として電子メールにより提出すること。

(提出先メールアドレス:hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp)

5 募集要項に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次により受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年4月14(火)から令和8年4月21日(火)午後5時まで

(2)提出方法

質問票【様式9】に簡潔に記入の上、原則として、電子メールにより提出すること。メールのタイトルには、「【質問】日本酒等の地域資源を活用した「飲食セットクーポン冊子」作成業務委託に関する質問」と明記すること。

(3)提出先メールアドレス：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

(4)質問に対する回答

令和8年4月24日(金)までに質問者に回答予定

(5)その他

応募書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

6 審査

(1)審査方法

審査会を設置し、応募書類及び応募者によるプレゼンテーション内容について、下記(2)の審査基準に基づき審査し、業務委託者を選定する。なお、必要に応じて応募書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2)審査基準

審査項目		審査基準
企画提案内容	デザイン	【表紙】 ・ 飲食セットクーポンの内容がイメージしやすい冊子タイトルとなっているか 【ひょうごフィールドパビリオン紹介ページ】 ・ 日本酒及び灘五郷(西宮郷、今津郷)を含むひょうごフィールドパビリオンのPRにつながる内容となっているか 【店舗紹介ページ】 ・ 掲載店舗の魅力を引き出すデザインとなっているか ・ 日本酒のPRが汲み取れる内容となっているか
	クーポン冊子の利用促進につながる配布先	・ 冊子が掲載店舗での利用につながる層へ届きやすい効果的な配布方法となっているか
	掲載店舗の募集方法	・ 魅力ある店舗の掲載につながる募集方法となっているか ・ 掲載店舗数を十分に確保できる募集方法となっているか
	クーポン冊子利用状況調査(アンケート)手法	・ クーポン冊子の事業効果の分析につながる調査項目となっているか ・ 回答率の向上につながる手法となっているか(利用者・掲載店舗)
実施体制	・ 提案内容について、適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっており、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか	
業務実績	・ 本業務と同種又は類似業務の実績があり、必要な技術力・遂行力等を有しているか	
経費	・ 提案内容に対し妥当な経費積算となっているか	
全体評価	・ 提案内容が事業目的及び仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分にあるか ・ 提案内容が効果的な企画・提案であるか ・ 業務を遂行するに当たっての創意工夫等を行っているか	

(3)プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和8年5月中旬実施予定

イ 場所

兵庫県阪神南県民センター 別館2階 大会議室
〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

ウ 時間構成

1者につき15分(別途、15分程度の質疑応答あり)

エ 内容・方法

- ① プレゼンテーションは、上記4(3)の応募書類を受け付けた順に個別に実施する。
- ② 企画提案書について口頭にて説明を行うこと。資料の追加・変更は認めない。
- ③ プレゼンテーションでスライドや映像を使用する場合は、事前に連絡すること。モニターはこちらで用意するが、それ以外に必要な機材(パソコン等)は応募者で用意すること。なお、持ち込みのパソコンとモニターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続とする。
- ④ プレゼンテーションへの出席人数は4人までとし、提案業務に関係のない者は審査会の総意により退席を命じる場合がある。
- ⑤ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては一切回答しない。

(4)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

ア 上記2の応募資格に該当しない場合

イ プレゼンテーションに出席できない場合

ウ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合

エ 審査会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

オ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

カ 審査終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。

キ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

ク 応募書類において、仕様書に定める総事業費(消費税及び地方消費税を含む。)を超過した場合

ケ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5)審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

7 契約に関する事項

(1)契約形態

委託契約

(2)契約内容

受託者決定後、県民センターと受託者が双方協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

その際、提案内容を修正し、又は変更することがある。

(3)委託料の支払い

委託料は、本業務終了後に提出される実績報告書に基づき、県民センターが検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で受託者に支払う。

(4)契約保証金

兵庫県財務規則第100条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、同項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(5)再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を、一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を県民センターに提出し、書面による承認を得た場合は、県民センターが承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県民センターに対し全ての責任を負うものとする。

(6) 契約の解除

ア 委託契約書に記載する条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

イ 上記(ア)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(7) 契約終了時等の業務の引継ぎ、移行支援

契約が終了又は解除された場合、県民センターが継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援するものとし、県民センターの指示に従いデータ抽出やドキュメントの提供を行うこと。

(8) 機密保持

受託者は、本業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布してはならない。

8 留意事項

(1) 応募書類について

ア 応募受付後、電話等で事業内容等を確認する場合があるため、応募団体における担当者名の連絡先は、平日の昼間に連絡が可能なるものを記入すること。

イ 応募書類、企画提案書の作成や提出、プレゼンテーション等、当企画提案コンペに要する費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。

エ 応募書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

オ 応募書類は非公開とする。

カ 応募書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。

(2) 業務執行について

ア 受託者は、本業務が委託契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めることとする。

イ 成果物に係る著作権及び二次利用に係る権利は、兵庫県に帰属する。

ウ 購入した財産は、兵庫県に帰属することとし、業務委託を行った際に生じた特許権等の知的財産権についても同様とする。

エ 機械・設備等の備品(100千円以上)は、原則リース又はレンタルにより対応すること。

オ 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)を本業務終了後5年間保存すること。

カ 本業務終了後も含め、兵庫県監査委員や会計検査院等の検査対象となる場合があるため、受託者は、検査対象となった場合、検査に協力すること。

キ 本業務の実施により発生した収入は、本業務に充当すること。